

当事務所の内部通報窓口業務について

弁護士法人フラクタル法律事務所

弁護士 田村 勇人

この度は、当事務所への内部通報窓口業務の依頼をご検討いただきましてありがとうございます。当事務所の内部通報窓口業務につき、以下のとおりご説明させていただきます。

1 費用について

(1) 月額費用について

初年度につきましては、原則として月額33,000円（税込み）にて対応させていただきます。ただし、過去の通報実績及び通報対象者の人数（子会社等を含める場合等、従業員数と一致しない場合がございます。）により、別途お見積もりとなる場合がございます。

次年度以降につきましては、前年の通報実績により費用を変更させていただく場合がございます。

(2) 初期費用について

上記月額費用と別に初期設定費用等がかかることはございません。

(3) ご依頼後の実費等について

基本的に、月額費用以外に貴社に費用を負担していただくことはございません。

ただし、場合によっては実費及び日当がかかることは想定されます。

例えば、通報があった際、通報者との面談時に通報者から受け取った資料につき、通報者の同意を得て貴社に送付する場合には送付にかかる実費が発生します。

また、通報者からの強いご希望があり、貴社に確認を取った上で、弁護士が通報者の指定する場所に出向いて事情聴取を行った場合には、その実費及び日当が発生します。

2 内部通報窓口の設置について

当事務所では、メールまたはお電話にて、内部通報をお受けいたします。

(1) 電話について

当事務所の番号（03-6447-4307）を使用させていただきます。

(2) メールについて

貴社専用のメールアドレスを設定させていただきます。ご依頼いただいた後、当事務所にて貴社専用のアカウントを取得し、メールアドレスを貴社にお知らせいたします。

ご依頼から1週間程度お時間をいただければ、メールアドレス設定まで完了し、業務をスタートさせていただきます。お急ぎの場合には、ご相談いただければ、業務スタート時期を更に早めることも検討いたします。

(3) 内部通報窓口の周知について

貴社における内部通報窓口設定の周知に関して可能な範囲でご協力いたします。当事務所の弁護士の顔写真などご提供することも可能ですので、ご要望がございましたらお申し付けください。

3 内部通報業務について

(1) 電話にて通報が入った場合

電話にて通報が入った場合には、基本的に事務所に在席している弁護士が電話に出て通報者からの通報内容を聴き取ります。通報者より女性または男性の弁護士の指定があった場合には、可能な限り、ご希望に沿う形で対応いたします。

情報はできる限り詳細に聴き取るよう心がけます。通報者が匿名希望の場合も、貴社にて調査・対応ができるよう、相手方の氏名や問題の部署等を聴きとるべく努力いたします。

なお、電話による通報につきましては、原則として平日のみとさせていただきます。

(2) メールにて通報が入った場合

メールにて通報が入った場合で、メールの内容において不足する情報があったときは、追加でメールまたは電話にて聞き取りを行います。メールは24時間受け付けております。

(3) 面談について

メールまたは電話のいずれの方法で通報が入った場合でも、通報者が希望す

る場合には、弁護士による面談にて聞き取りを実施いたします。なお、面談日は、原則として平日のみとさせていただきます。通報者と弁護士が面談することにより別途面談費用がかかることはございません。

(4) 貴社への報告について

ア 通報内容の報告について

内部通報者からの事情聴き取り完了後、3営業日以内を目安として、当方で聴き取り内容を整理し、まずはメールにて貴社に対してご報告いたします。報告内容には、聞き取った事情のほか、通報内容がどういった法的問題に該当し得るか、望ましい調査方法等も含める予定です。

当方からの報告をご覧いただいた上で、貴社の方で確認されたいことがございましたら、当方にメールやお電話にてお問い合わせいただければ、回答させていただきます。

イ 毎月の定時報告について

当月分の通報件数等を当月末にご報告するようにいたします。通報がなかった月も行います。

(5) 貴社からのフィードバックについて

通報者が匿名希望だった場合、貴社の通報内容に関する調査結果等につき、貴社のご希望がございましたら、当事務所を通して通報者に報告することも可能です。

4 オプション業務について

内部通報窓口業務のほか、内部通報制度の理解・周知のためのセミナーや通報者以外の関係者からの事情聴き取り等の調査のお手伝い等も行います。費用については、別途お見積もりさせていただきます。